

赤字箇所を記載！

申請対象を■にする

(一社) 日本エルピーガスプラント協会 指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	■
② ソフトウェアである場合	□

1 段目は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類（機械及び装置、器具及び備品、等）を記入する  
 2 段目は充填所の場合は「石油又は液化石油ガス卸売用設備」のように同省令の種類・細目を記入

力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	機械及び装置
	設備の名称	石油又は液化石油ガス卸売用設備
	設備型式	●●●●式定置充填機
	本社名・事業所名	●●●●株式会社 ●●●●充填所

機器の名称と型番を記入  
 会社名、及び設置事業所名

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

(注1) の年数以内のとき該当に○

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): ●●●●年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: ●●●●年度(注2) ② - ① = ●年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	該当、非該当の判断はチェックリスト中の計算式で判断	1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。  
 (注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

該当要件の二つが「該当」のときのみ「該当」

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門 3-20-4 虎ノ門鈴木ビル 3F  
 一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会  
 会長 舟木 隆 印

西暦 ●●●●年 ●●月 ●●日  
 製造事業者等の名称 ●●●●株式会社  
 製造事業者等の所在地 ●●県●●市●●●●  
 代表者氏名: ●●●●●● (印)  
 ( 担当者氏名: ●●●●●●  
 所 属: ●●●●部 ●●課  
 担当者連絡先(電話番号): ●●-●●●●-●●●● )

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は  
 【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。  
 [本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。